

事 務 連 絡
平成 17年11月25日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当課御中
中核市

厚生労働省老健局老人保健課企画法令係

官報掲載事項の一部訂正について

平成17年9月7日付の官報に掲載された厚生労働省令及び厚生労働省告示については別紙のとおり一部訂正が行われる予定ですのでお知らせします。

なお、当該一部訂正の官報掲載日は未定ですが、官報掲載の際には改めてご連絡する予定です。

ページ

段

行

誤

正

平成十七年九月七日公布厚生労働省令第三百二十八号（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

四五

上

一九

又は五月

、五月又は六月

平成十七年九月七日公布厚生労働省令第三百三十九号（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

六五ページ三段目六行目と七行目の間に次のように加える。

第六条 平成二十二年三月三十一日までの間は、第九条第一項中「算定した費用の額」とあるのは、「算定した費用の額（介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第三項に規定する要介護旧措置入所者にあつては、当該指定介護福祉施設サービスについて同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額）」とする。

六九	三	一五～二〇	「なお、廊下の一部の幅を拡張することにより、入院患者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、一・五メートル以上（中廊下にあつては、一・八メートル以上）として差し支えない。」を削除する。
七〇	一	一〇～一五	
七〇	三	四～九	
七三	三	一一	
基準第四十条			
基準（以下「指定介護老人福祉施設新基準」という。）第四十条			

七三ページ三段目一七行目と一八行目の間に次のように加える。

第四条 平成二十二年三月三十一日までの間は、指定介護老人福祉施設新基準第九条第三項第一号中「食費の基準費用額（同条第四項）」あるのは「食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者（介護保険法施行法第十三条第五項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。）にあつては、同項第一号に規定する食費の特定基準費用額）（法第五十一条の二第四項）」と、「食費の負担限度額」とあるのは「食費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額）」と、指定介護老人福祉施設新基準第九条第三項第二号及び第四十一条第三項第二号中「居住費の基準費用額

（同条第四項」とあるのは「居住費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあつては、介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定基準費用額）（法第五十一条の二第四項）」と、「居住費の負担限度額」とあるのは「居住費の負担限度額（特定要介護旧措置入所者にあつては、介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額）」と、指定介護老人福祉施設新基準第四十一条第三項第一号中「食費の基準費用額（同条第四項）」とあるのは「食費の基準費用額（特定要介護旧措置入所者にあつては、介護保険法施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額）」とする。

七三	三	二一	第四条	第五条
七三	四	四	第五条	第六条
七三	四	後ろから二〇	第六条	第七条
七四	一	一四	第七条	第八条
七四	一	後ろから一一	第八条	第九条

ページ 段

行

誤

正

平成十七年九月七日厚生労働省告示第四百号（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件）

（原稿誤り）

七四 下

終わりから三行目を削除する。

八一 下

終わりから二行目から一行目までを削除する。

ページ 段 行 誤 正

平成十七年九月七日厚生労働省告示第四百一号（指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件）

（原稿誤り）

八四	下	六		
八六	上	二三		
八八	上	終わりから一	} 摂食機能を考慮した栄養ケア計画	摂食機能を考慮した栄養形態にも着目した栄養ケア計画
九〇	上	一六		
九二	上	一六		
八六	上	終わりから一	} 指定介護老人福祉施設	介護老人保健施設
八六	上	八		

平成十七年九月七日厚生労働省告示第四百二二号（厚生労働大臣が定める者等の一部を改正する件）

（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
九三	上	一九	イ(4)の注	イ(5)の注
九三	上	三 終わりから一	イ(6)の注	イ(7)の注
九三	上	終わりから九	イ(7)の注	イ(8)の注

ページ 段 行 誤 正

平成十七年九月七日厚生労働省告示第四百四号（厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件）

（原稿誤り）

九六	下	一九〇二〇	第十七号、及び第二十二号	第十七号及び第二十二号
九六	下	二〇〇二一	附則第四条第一項又は第六条第一項	附則第五条第一項又は附則第七条第一項
九六	下	終わりから一四〇一三	附則第四条第一項又は第六条第一項	附則第五条第一項又は附則第七条第一項
九八	上	九	附則第四条第一項	附則第五条第一項
九八	下	二三	附則第六条第一項	附則第七条第一項
九八	下	終わりから一五	附則第六条第一項	附則第七条第一項